

亀山市公告第10号

次のとおり一般競争入札を行うので、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告する。

平成22年4月20日

亀山市長 櫻井 義之

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事名

亀山市立亀山東幼稚園舎改築工事（建築工事）

(2) 工事場所

亀山市本町一丁目地内

(3) 工事概要

区分	構造		面積	
園舎	木造	地上1階	建築面積	891.93 m ²
			延床面積	762.99 m ²
屋外倉庫	木造	地上1階	建築面積	26.64 m ²
			延床面積	26.64 m ²
自転車置場	アルミ	地上1階	建築面積	4.91 m ²
			延床面積	4.91 m ²
物置	鋼製	地上1階	建築面積	1.70 m ²
			延床面積	1.70 m ²

(4) 工期

契約締結日から平成23年2月28日まで

(5) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち建設業許可業種等の基本項目を入札前に審査し、その他の参加資格を開札後に審査する事後審査方式の工事とします。

2 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、公告の日から落札決定日までの間において、別表及び次に掲げる条件をすべて満たし

ている者とします。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」といいます。）別表第1下欄の建設業について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 規則第2条第5項の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (8) 本工事の設計業務の受託者との資本面及び人事面における関係について、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 資本面においては、受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有又はその出資の総額の50%を超える出資をしていないこと。
 - イ 人事面においては、建設業者の代表権を有する役員が、受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (9) 建設業許可業種、三重県経営事項評価・総合点及び地域要件の基本項目の条件を満たしていること。
- (10) 主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の資格について、次に掲げる要件を満たしてい

ること。

ア 配置予定の主任技術者等は、審査会の審査を経て定める必要な資格を有するものとし、落札した場合には、当該配置予定の主任技術者等を当該工事現場に配置することができること。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものとする事。

3 入札手続等

(1) 設計図面及び仕様書の配付等

ア 設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」といいます。)は、次のとおり閲覧に供します。

(ア) 閲覧期間

平成22年4月21日(水)から同年5月14日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 閲覧場所

亀山市本丸町577番地 亀山市役所西庁舎3階
契約監理室 電話0595-84-5028

イ 配布資料

(ア) 公告の写し

(イ) 入札心得

(ウ) 配置予定の主任技術者等の資格

(エ) 参加資格確認申請書

(オ) 質問書

(カ) 設計図書等は参加資格確認申請書を提出した者にCD-Rメディアで配布しますが、後日必ず返却してください。

(2) 当該入札(設計図書等を含みます。)に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出するものとします。

なお、電話・口頭等個別では受けません。

ア 質問書の提出

(ア) 提出期間 平成22年4月21日(水)から同年5

月 10 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（イ）提出場所

〒 5 1 9 - 0 1 9 5 亀山市本丸町 5 7 7 番地

亀山市役所西庁舎 3 階 契約監理室

電話 0 5 9 5 - 8 4 - 5 0 2 8

ファクシミリ 0 5 9 5 - 8 2 - 3 8 8 3

メール keiyaku-c@city.kameyama.mie.jp

（ウ）提出方法 持参、郵送、電送（ファクシミリによるものをいいます。以下同じ。）又は電子メールにて受け付けますが、電送又は電子メールの場合は必ず着信の確認をしてください。

イ 質問に対する回答

（ア）回答方法 平成 22 年 5 月 12 日（水）午後 5 時までに、参加意思表明者全員にファクシミリ又は電子メールにて行います。

（3）参加資格申請書の提出

入札参加希望者は、参加資格確認申請書を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、期限までに参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

ア 参加資格確認申請書の受付

（ア）提出期間

平成 22 年 4 月 20 日（火）から同月 26 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（イ）提出場所

〒 5 1 9 - 0 1 9 5 亀山市本丸町 5 7 7 番地

亀山市役所西庁舎 3 階 契約監理室

電話 0 5 9 5 - 8 4 - 5 0 2 8

(ウ) 提出方法

持参又は郵送とします。

なお、電送によるものは受け付けません。

(4) 提出書類の内容及び提出時期

提出書類の内容及び提出時期は次のとおりとします。

ア 参加申請時に提出する書類

(ア) 参加資格確認申請書

イ 入札時に提出する書類

(ア) 配置予定の主任技術者等の資格

a 2 (1 0) の配置予定の主任技術者等の資格を記載してください。

b 配置予定の主任技術者等は、複数の技術者を記載することができます。ただし、配置予定の主任技術者等の資格記載の配置予定の主任技術者等の追加又は差替は認めません。

c 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者等とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者等を配置できなくなったときは入札してはならず、申請書を提出している者は、直ちに資格喪失届を提出してください。

なお、他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合は、亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。

d 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。

e 配置する主任技術者又は監理技術者は、当該技術者が本件の申請書の受付最終日以前に3箇月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類(監理技術者資格者証の写し、事業所名及び雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し又は監理技

術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者に限っては技術者雇用確認書等)を添付してください。

(イ) 入札保証金を納入したことの分かるもの

(5) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前に実施する事前条件審査及び開札後に実施する参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。

なお、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とします。

ア 事前条件審査項目は、入札参加希望者の建設業許可業種、三重県経営事項評価・総合点及び地域要件の基本項目とします。

イ 参加資格事後審査項目は、2(10)の配置予定の主任技術者等の資格などを含む全ての項目とします。

(6) 競争参加資格事前確認の通知

参加資格事前確認通知は、原則として参加資格確認申請書の提出期限の翌日から起算して5日以内に申請者に対し行います。

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

また、開札後の参加資格事後審査の結果落札者に対しては落札確認書を通知します。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては参加無資格確認通知書によりその理由を通知します。

(7) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。ただし、追加提出等については開札日の午後5時15分までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、亀山市請負工事業者等指名審査会（以下「指名審査会」といいます。）における審査で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

(8) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

なお、書面（様式は自由）は持参するものとします。

イ 説明書の提出期間

(ア) 参加資格事前確認通知書又は参加無資格確認通知書の送付の日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）以内の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
亀山市役所西庁舎3階 契約監理室
電話0595-84-5028

エ 指名審査会の審査を経たうえ、参加資格がないと認められた理由について、説明を求めることができる期限の日の

翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

(9) 入札方法

入札に当たっては、次に示すほか、別に配布する入札心得によります。

ア 入札書は紙により持参してください。

イ 入札執行回数は、原則2回とします。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。

(10) 入札日時及び場所

ア 入札日時 平成22年5月17日（月）午前10時

イ 入札場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
亀山市役所3階 理事者控室

ウ その他本工事に係る参加資格事前確認通知書（写しも可とします。）を提示すること。

エ 入札書の撤回、差替及び再提出は認めません。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第11条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第23条第2項各号のいずれかに該当する場合は担保の提供をもって代えることができます。

なお、規則第25条第1項各号のいずれかに該当する

場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができます。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、規則第13条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく資格（指名）停止を受ける等、2の競争参加資格に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

(3) 落札候補者の決定

ア 規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。

イ 落札候補者となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者のくじにより落札候補者を決定します。

(4) 落札者の決定

ア 落札者を決定したときは、落札者に対して落札確認書によりその旨を通知します。

イ 亀山市建設工事等談合情報取扱規程（平成19年亀山市訓令第1号）に該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。

(5) 落札の失効

市長が契約書（仮契約書）又は請書の提出期日を指定した場合にあってはその期日までに、それ以外の場合にあっては市長から契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書（仮契約書）又は請書を提出しないときは、規則第20条第2項の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(6) 契約の締結

本工事に係る契約は、亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年亀山市条例第47号）第2条の亀山市議会の議決に付すべき契約に該当しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、亀山市議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく資格（指名）停止を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。

(7) 支払条件

ア 前金払の割合

前金払することができるものは亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第44条第1項各号に規定するものとし、限度額は同規則第45条の規定による範囲内とします。

イ 部分払の割合及び回数

部分払の割合は、亀山市会計規則第47条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。

(ア) 契約金額500万円以上2000万円未満のもの
1回

(イ) 契約金額2000万円以上5000万円未満のもの
2回以内

(ウ) 契約金額5000万円以上1億円未満のもの
3回以内

(エ) 契約金額1億円以上のもの
4回以内

(8) 変更契約

契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請

負額を算定します。

(9) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(10) 火災保険付保険の要否 要

(11) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(12) 落札者は、配置予定の主任技術者等の資格に記載した技術者を契約時に配置しなければなりません。

なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし亀山市建設工事等指名停止措置要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(13) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし亀山市建設工事等指名停止措置要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(14) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

(15) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとします。

(16) 本公告に関する問い合わせ先

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

亀山市役所 契約監理室

電話0595-84-5028

ファクシミリ0595-82-3883

メール keiyaku-c@city.kameyama.mie.jp